**提出書類一覧（訪問介護）**

**※これらの要件は令和６年4月１日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

**※　介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）の指定を併せて受けている事業所（みなし指定を除く）は、総合事業の届出が別途必要です。**

**必要書類等は**[**総合事業者向け案内のホームページ**](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/fukushido/_72625/_100663.html)**をご確認ください。**

**１　施設区分　（訪問介護のみ）**

|  |  |
| --- | --- |
| **区　　　　分** | **必　要　書　類** |
| **通院等乗降介助** | 1. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
2. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）
3. 道路運送法による免許書又は許可書の写し
4. 通院等乗降介助の算定を申出る訪問介護事業所のサービス提供体制等確認表
5. 運営規程(以下のとおり改正が必要)

**(参考)****※「通院等乗降介助算定可能事業所」における運営規程に記載が必要な事項（例示）****（太字部分を改定追記していただくことになります。）**（指定訪問介護の内容）第○条　本事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。　(１)　訪問介護計画の作成　(２)　身体介護に関する内容　　　①　排泄・食事介助　　　②　清拭・入浴・身体整容　　　③　体位変換　　　④　移動・移乗介助・外出介助　　　⑤　その他の必要な身体の介護　(３)　生活援助に関する内容　　　①　調理　　　②　衣類の洗濯、補修　　　③　住居の掃除、整理整頓　　　④　その他必要な家事**(４)　通院等のための乗車又は降車の介助に関する内容****要介護者である利用者に対して、通院等のため、本事業所の訪問介護員が自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行うこと。****(５)　前３項に定める指定訪問介護の内容は、厚生労働省令として定められる「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及びこの基準に関連する通知等に規定する訪問介護費の単位数が算定可能なものに限る。**（略）附　則　　この規程は、○年○月○日から施行する。　　　**この規程は、○年○月１日から施行する。**（←注：算定開始年月日） |
| ○　指定訪問介護事業を行う法人が、道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業等の免許又は許可を有していること。○　「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（11.3.31厚生省令第３７号）」に基づき、介護等の総合的な提供の実施が可能又は可能と見込まれること（※）。※　『事業所の所在地市町村の意見』を参考に、提供されるサービス内容が、適正な居宅介護サービス費の給付に適うものと見込まれるかを併せて判断する。（届出があった場合、上記の意見照会を行う。） |

**２　加　算**

| 項　　目 | 必　要　書　類 |
| --- | --- |
| **定期巡回・随時対応サービスに関する状況** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）③定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（訪問介護事業所）（別紙15） |
| **高齢者虐待防止措置実施の有無** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護） |
| **特定事業所加算(Ⅰ)** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）③特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書（訪問介護事業所)(別紙9)④重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書（特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅲ））（別紙9-3）⑤個別の訪問介護員等に係る研修計画➅全てのサービス提供責任者の資格者証（写）及び実務経験証明書⑦特定事業所加算に係る要件確認表（参考様式24） |
| **特定事業所加算(Ⅱ)** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）③特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書（訪問介護事業所) (別紙9)④個別の訪問介護員等に係る研修計画⑤全てのサービス提供責任者の資格者証（写）及び実務経験証明書➅特定事業所加算に係る要件確認表（参考様式24）※⑤は基準の(6)要件適合の場合のみ、➅は基準の(5)要件適合の場合のみ必要 |
| **特定事業所加算(Ⅲ)** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）③特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書（訪問介護事業所)（別紙9)④重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書（特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅲ））（別紙9-3）⑤個別の訪問介護員等に係る研修計画⑥特定事業所加算に係る要件確認表（参考様式24） |
| **特定事業所加算(Ⅳ)** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）③特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書（訪問介護事業所)(別紙9)④個別のサービス提供責任者に係る研修計画⑤特定事業所加算に係る要件確認表（参考様式24） |
| **特定事業所加算(Ⅴ)** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）③特定事業所加算（Ⅴ）に係る届出書（訪問介護事業所)（別紙9-2）④個別の訪問介護員等に係る研修計画⑤特定事業所加算に係る要件確認表（参考様式24） |
| **同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）③訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10） |
| **同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上））** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護） |
| **同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90％以上）** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）③訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10） |
| **口腔連携強化加算** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）③口腔機能連携強化加算に関する届出書（別紙11） |
| **認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）③認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12）④認知症介護実践リーダー研修修了書（写）⑤認知症介護指導者養成研修修了書（写）（加算Ⅱを取得する場合のみ） |
| **介護職員等処遇改善加算** | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（訪問介護）◆[**介護職員等処遇改善計画書一式又は介護職員等処遇改善計画書変更届**](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/fukushido/_72625.html#ktop6) |

**３　算定要件**

|  |  |
| --- | --- |
| **基準** | **解釈通知** |
| 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示第19号） | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号） |